

「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令案」に関する意見募集の結果について

令和4年10月27日

法務省大臣官房司法法制部

令和4年8月24日（水）から同年9月22日（木）まで、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令案」に関する意見募集を行ったところ、1件の御意見が寄せられましたが、今回の意見募集の対象となっているものではありませんでした。

なお、この意見募集に係る省令案は、「外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴う法務省関係省令の整備等に関する省令」として、本日令和4年10月27日（木）に公布され、本年11月1日（火）から施行します。

御協力ありがとうございました。